

市区町村名	和歌山県湯浅町外 28 市町村	担当部署	総務課
		電話番号	(0737) 63 - 2525

1 取組事例名

行政不服審査法上の第三者機関の県への委託

2 取組期間

平成 28 年度開始

3 取組概要

平成 26 年 6 月に公布された「行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）」の規定により、不服申立の審査に当たっては、執行機関の附属機関として第三者機関を置くこととされた。

本取組は、本町を含む 29 市町村、45 一部事務組合及び 1 広域連合（中核市を除く全団体）が、この第三者機関の設置を和歌山県に委託するものである。

4 背景・目的

平成 26 年 6 月に公布された「行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）」の規定により、不服申立の審査に当たっては、執行機関の附属機関として第三者機関を置くこととされた。

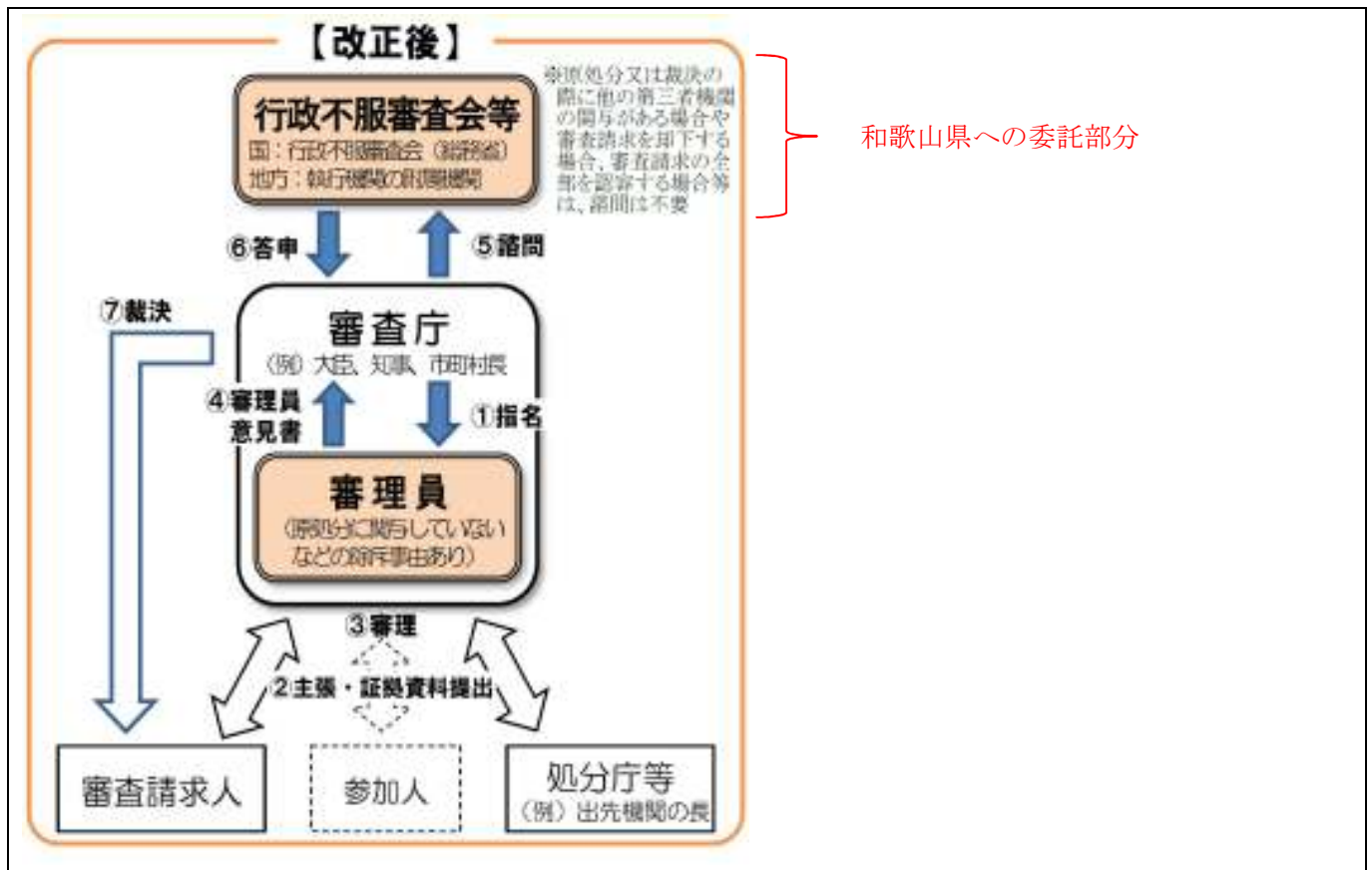
一方、当町においては、過去 3 か年で行政不服審査法上の異議申立もなく、今後も想定しづらいことから、設置について検討していたところ、和歌山県から県・市町村連携についての案内があり、第三者機関の設置を県に委託することを提案したところ、本町を含む 29 市町村、45 一部事務組合及び 1 広域連合（中核市を除く全団体）が県に委託することとなった。

5 取組の具体的内容

行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関の事務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、和歌山県に委託するものである。

具体的には、規約において、以下の事務を委託している。

- (1) 法第 43 条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 74 条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 75 条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 76 条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 77 条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第 81 条第 3 項において準用する法第 79 条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務



6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

本取組の最大の特徴は、中核市を除く県内全団体（29市町村、45一部事務組合及び1広域連合）が県に委託しているということである。これにより、審査請求が想定されない団体の負担がなくなるとともに、審査請求が行われる団体においても、事務コストの軽減が図られると考える。

7 取組の効果・費用

委託費用については、審査請求がない団体に負担とならないよう、均等割は採用せず。諮問した件数に応じて年度末に精算する方式とされていることから、県内全体での費用としては、効率的に押さえられていると思われる。

負担額の算定であるが、「単価×諮問件数（4月～3月分）＋事務費＝負担金額」となっており、「単価」は、職員時間給×1件あたりの処理時間と審査会経費となっている。

なお、平成28年度については、初年度のため、処理時間については想定としており、精算時に実績に応じた再計算を行うこととなっている。

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

今回、一番の課題となり得た委託先について、和歌山県による県・市町村連携事業の1テーマとして取り組んでいただけたので、それほど大きな課題はなかった。

また、地方自治法上の手続についても、県による様式例の提示があったので、スムーズに行えたと思われる。

9 他団体へのアドバイス

第三者機関の委託先となる団体との調整が必要となることから、単独での取り組みは困難となる。周辺と同規模団体とともに取り組むことで、委託先団体の検討の余地を広げるような仕掛けが必要と考える。

10 取組について記載したホームページ

和歌山県市町村課WEBサイト

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/01_shinko/documents/27_renkeikaigi.pdf

（PDFの18ページ）